

議案第 21 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 29 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「組合休暇」の次に「、育児部分休暇」を加え、「及び組合休暇」を「、組合休暇及び育児部分休暇」に改める。

第 11 条の 8 第 3 項中「育児休業」の次に「（地方公務員等の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）」を加える。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（育児部分休暇）

第 15 条 職員が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する子のうち規則で定めるものを養育するため、正規の勤務時間の終わりにおいて 1 時間（介護時間又は育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間が 1 時間を超える日については、当該介護時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間のうち 1 時間を超える時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限り、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、育児部分休暇を与えることができる。

2 育児部分休暇の期間は、1 回につき 1 年の期間内において必要と認められる期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は勤務条件条例第11条の9の規定による介護時間」を「、勤務条件条例第11条の9の規定による介護時間又は勤務条件条例第15条第1項の規定による育児部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該育児部分休暇」に改める。